

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 1 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
令和6年5月1日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

令和6年4月30日付保医発0430第2号における「医療機器の保険適用について」につきまして、別紙のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

令和6年4月30日付 保医発0430第2号 P16

保険適用開始年月日:令和6年5月1日

(誤)

製品(販売)名・製品コードに追加・変更があったものの保険適用(区分B1)(個別評価)(材料価格が個別に設定され評価されているもの)

承認番号又は認証番号	販売名	製品名	製品コード	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格 (円)
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158230	テルモ株式会社	002 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158247	テルモ株式会社	002 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158230	テルモ株式会社	005 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158230	テルモ株式会社	005 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520

(正)

製品(販売)名・製品コードに追加・変更があったものの保険適用(区分B1)(個別評価)(材料価格が個別に設定され評価されているもの)

承認番号又は認証番号	販売名	製品名	製品コード	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格 (円)
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158230	テルモ株式会社	002 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158247	テルモ株式会社	002 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158230	テルモ株式会社	005 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158247	テルモ株式会社	005 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520